

コミュニティバス運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について

新規導入する車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、松江市地域公共交通会議の合意を求めます。

1. 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

2. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ

第 39 条：車いすスペース

第 40 条第 1 項：通路の幅

第 40 条第 2 項：通路の手すりの間隔

第 41 条：運行情報提供設備

なお、移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、福祉タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

3. 適用除外認定を受ける車両

コミュニティバス車両

No.	車名	型式	車台番号	乗車定員	幅	車両総重量	備考
1	トヨタ	3BA-TRH229W	TRH229-0015762	10	188	2750	

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

第 3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

(4) 車両総重量 5 t 以下であって乗車定員 23 人以下の自動車

4. 認定を必要とする理由

玉湯コミュニティバスの運行路線のうち、南北線は狭隘箇所が多く中・大型バスでの運行が困難であるため、近年の1便当たりの利用実績から小型車両で運行しています。

今回車両の老朽化に伴い車両を導入しますが、新規導入車両は小型車両とし、移動円滑化基準適用除外申請を行うものです。

また、同車両は宍道地区でも運行しますが、同様の理由から宍道地区でも移動円滑化基準適用除外申請を行うものです。

